

日本土地家屋調査士会連合会

ヒアリング資料

日調連発267号
平成15年9月24日

司法制度改革推進本部事務局
ADR 検討会 御中

日本土地家屋調査士会連合会

総合的な ADR の基盤整備について

(ADR 検討会におけるヒアリング 発表資料)

貴検討会に於かれましては司法制度改革の重要な柱である裁判外紛争解決制度についての多面的なご検討と、基本法制の整備にご尽力いただいておりますことに深甚なる敬意を表する次第であります。先般のパブリックコメントへの意見書提出に続きまして、今般、弊連合会の意見を徴していただく機会を与えられましたこと、厚くお礼申し上げます。

せっかくの機会でありますので、現在私ども日本土地家屋調査士会連合会が主導し、各地域の土地家屋調査士会で試行しております ADR『境界問題相談センター』における実情を通して、ADR の制度基盤の整備についての検討の参考にさせていただきたく存じます。

一、はじめに

土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量・申請業務等を法定業務とする国家資格者であり、土地の境界に関する高度な専門性を持つ職能です。土地境界が関係する紛争若しくは紛争予備軍ともいえる問題が数多くあること、その解決のためには極めて専門的な知識や経験を持って対処しなければならないこと、係争範囲の狭さに比べ紛争解決に要する時間と労力・経費が過大なものであること等から、争いの解決を先延ばしにしたり、泣き寝入りの状態が多くあることを見聞きしている体験から、日常業務を通して早期に、廉価に、安心のできる紛争解決システムの必要性を痛感していたことから、昭和 60 年代初めから裁判外で紛争を解決する制度の構築を構想し、研究して参りました。

更に、平成 5 年から本格的な準備活動に着手し、同 13 年から一部の単位会と試行のための準備に入り、平成 14 年 10 月の愛知県土地家屋調査士会による『あいち境界問題相談センター』の設立を皮切りに本年 3 月に大阪、6 月に東京で試行を開始しました。

三会では、いずれも地域の弁護士会の協力を得て土地家屋調査士と弁護士の協働による紛争解決機関とし、土地境界の不明を直接又は間接の原因とする紛争の調停による解決及び相談手続き・活動の充実による紛争の未然防止に役立てています。

本参考意見はこれら、試行三会の実情と課題を通して感じた意見と要望です。

(なお、本書に記載した以外のことについては、平成 15 年 9 月 1 日付け弊連合会発・貴本部事務局宛「総合的な ADR の制度基盤の整備についての意見」をご参照ください。)

二、土地家屋調査士会が試行・運営する ADR『境界問題相談センター』の概要

- 1、**設置主体** 全国 50 の単位土地家屋調査士会(土地家屋調査士法により設立された法人。
業を行おうとする資格者は、連合会に備え付けられた名簿に登録の上、いずれかの単位会に入会を要する)のうち、設置希望会が日本土地家屋調査士会(50 単位会・18900 名)の指導の下、自主的に設置。
- 2、**運営主体** 土地家屋調査士会の付属機関として運営
各地の弁護士会の協力を得て弁護士委員を含め運営委員会を設置
- 3、**対象分野** 土地境界の不明を直接又は間接の原因とする紛争についての相談と調停
- 4、**センター組織**
相談部門
調停・あっせん部門
調査部門(資料センターの活用)・鑑定部門(境界鑑定委員会の活用)
- 5、**最終責任者** 土地家屋調査士会会長
- 6、**運営責任者** 各センターの長
- 7、**関連する専門家団体との連携**
各地の弁護士会の全面的な協力・連携を得て、運営している。
(弁護士会が組織として参画、弁護士が運営委員、調停員、相談員として土地家屋調査士と協働)
- 8、**現在までの試行会**(申立て等の件数は別記)(センターの設立順)
 - (1) 愛知県土地家屋調査士会(会員数 1039 名)
「あいち境界問題相談センター」(平成 14 年 10 月設立)
名古屋弁護士会の協力・同会所属弁護士との協働
 - (2) 大阪土地家屋調査士会(会員数 1226 名)
「境界問題相談センター おおさか」(平成 15 年 3 月設立)
大阪弁護士会の協力・同会所属弁護士との協働
 - (3) 東京土地家屋調査士会(会員数 1663 名)
「東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター」(平成 15 年 6 月設立)
東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の協力、各会所属
弁護士との協働

- 8、運営費用等** 各土地家屋調査士会が一般会計又は特別会計から支弁し負担調停に要する費用として、申立人及び相手方に申立て費用、期日費用、必要に応じて当事者の依頼・承諾を得て行う調査費用・鑑定費用の各実費を負担いただいている。

三 試行各会の現状

1 構 成 員

センター名	愛知センター		大阪センター		東京センター	
	弁護士	調査士	弁護士	調査士	弁護士	調査士
運営委員		5	5	5	3	4
調停員	6	12	10	96	9	64
相談員		6	20	96		24

(各調査士会には境界鑑定委員会が設置され、センターからの委託により委員会に登録された会員(研修等を修了)が争点整理のための調査・鑑定等を行うことができる。)

2 各センターの相談・調停の件数推移

(1) あいち境界問題相談センター(平成14年10月1日設立・11月1日運営開始)

種別	相 談			調 停			
	受 付	解 決	調停へ	受 付	解 決	不 調	不 成 立
運用開始から現在までの申立て新受・処理件数	11月	5	5				
	12月	5	5				
	01月	6	4	2	1		1
	02月	4	4		1		
	03月	8	7	1	1	1	
	04月	7	5	2	1	1	
	05月	8	7	1	1		1
	06月	5	5				
	07月	5	4	1	3		
	08月	4	4				
	09月	5	5		1		
	合計	62	55	7	9	2	2

平成15年9月10日現在

(2) 境界問題相談センターおおさか (平成 15 年 3 月 1 日設立)

	相 談			調 停				
	受付	解決	調停へ	受 付	解 決	不 調	不成立	
運用開始から現在までの申立て新受・処理件数	03 月	1 8 件	1 4 件	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	04 月	1 6 件	1 3 件	3 件	3 件	0 件	3 件	0 件
	05 月	1 6 件	1 0 件	6 件	3 件	0 件	1 件	1 件
	06 月	1 6 件	1 2 件	4 件	3 件	0 件	1 件	0 件
	07 月	1 3 件	1 0 件	3 件	6 件	1 件	3 件	0 件
	08 月	6 件	5 件	1 件	2 件	0 件	1 件	0 件
	09 月	7 件	5 件	2 件	3 件	0 件	0 件	0 件
	合計	9 3 件	6 9 件	2 4 件	2 0 件	1 件	9 件	1 件
	調停件数 2 0 件の内 9 件は継続中 受付は調停第 1 回期日を基準にしています。1 0 月に 4 件予定あり。 不調は相手方が呼出に応じない。 不成立 1 件は申立が取り下げられた (調停は 2 回実施)。							

平成 15 年 9 月 10 日現在

(3) 東京土地家屋調査士会・境界紛争解決センター (平成 15 年 6 月 26 日設立)

	種別	相 談			調 停			
	月別	受 付	解 決	調停へ	受 付	解 決	不 調	不成立
運用開始から現在までの申立て新受・処理件数								
	06 月							
	07 月	6	0	2	2	0	0	1
	08 月	5	0	1	0	0	0	0
	09 月	2	0	0	0	0	0	0
	合計	1 3	0	3	2	0	0	1

平成 15 年 9 月 10 日現在

四、土地家屋調査士会 ADR の試行における課題と基本法制整備に当たっての意見等

1 費用の負担

試行各会ともに設置主体である土地家屋調査士会が運営費用を負担している（大阪会の場合月額 50 万円程度）が、小規模会にはかなりの負担になるほか、会員の拠出による会費を財源とするタイトな予算の中で会の一般会計から支弁し続けることや、会員に日常業務を犠牲にして無償の奉仕を強いるには限界があると考えられる。

一定の運営費について何らかの公費補助を希望する。例えば、申立人や相手方が負担する費用の一部を公費で補填する方法で運営に要する費用を間接的に補助していただくことも考えられる。

2 応諾してもらえない場合の措置、関係者の協力の必要性

相手方の協力が得られない（呼び出しに応じてもらえない。）ため、結果として解決が不調に終わることが少なくない。

また、境界紛争の多くは事実関係の把握や争点整理のため、当事者（申立人・被申立人）以外の隣接土地所有者や公共用地管理者の協力を得る必要が生じる場合があるが、協力を要請するについてなんら権限等がないことによる不便がある。

国民への ADR の価値・利便性・意義等についての周知のための PR が必要と考える。

また、多くの場合、紛争の当事者は身近な資格者専門家に相談することも考えられるが、相談した専門家が代理人に選任される可能性があることにより応諾することも考えられる。（後述の専門家の代理人としての関与に項にも関係）

3 他の専門資格者（団体）との連携に関し

土地家屋調査士会の試行する ADR は、各地域の弁護士会と連携し、組織としての相互協力の下で運営している。現在のところ、

土地家屋調査士の持つ紛争分野における専門能力及び争点整理のための調査・鑑定能力と弁護士の紛争解決に必要な法的知識・説得能力が相乗効果をもたらし、解決に要する時間の短縮、専門的知見の活用による適正な解決が図られること。

（大阪センターの場合）相談段階での弁護士の関与により事案の区別が即断でき、センターの取り扱い事案でないものは弁護士会の各種法律相談センターとの連携による回付が可能。

弁護士と土地家屋調査士の両資格者が担当している ADR であることの市民の安心感等により、専門家同士の協働が市民の求めている ADR 本来の要請にこたえているものと考えている。

組織同士の連携による共同体制をとっていることから運営委員・調停員等として担当する弁護士・土地家屋調査士双方とも特別の使命感を持って対応していることが感じられる。

一方、現在試行している東京・大阪・愛知の各会はいずれも大規模会であり、会員数、予算規模、事務局体制ともに対応でき、同地域に設立された弁護士会も大規模会であり、会員数も多い。今後は、会員数の少ない小規模会にも ADR 設置の希望が多い（殆どの会で設置を希望し、準備活動に入っている）が、すべての場合に弁護士会との連携が必要とすると、会員数の少ない弁護士会の地域で弁護士会・弁護士との協働をどのように構築するかが課題であり、場合によっては単独での運営を余儀なくされる場合も想定される。

4 相談手続きの重視（論点 2～5 関係）

境界紛争は多くの場合、当事者本人においてさえ紛争性の有無が不明の場合も多く、第一次相談ともいべき窓口相談によって担当者による疑問点の整理や思い違い・誤解の可能性等が指摘され、疑問を解消することにより本格的な紛争に至ることなく解決となることも多い。私どもは、特に相隣者間の紛争である境界紛争に関しては、このように紛争の未然防止機能を果たし得ることも ADR の重要な役割であると考えている。

したがって、ADR に関する基本的な法整備に当たっては論点 1 が指摘する要素のうち、一方当事者からの申し立てのみの場合であっても必要に応じて、あるいは個別の実情に照らして適用対象とする事を盛り込むべきであると考えている。

5 証拠調べのための裁判所の支援の必要性（論点 27 関係）

証拠調べにおいても裁判所の協力が得られるようになれば ADR は充実する。

例えば、土地境界に関する紛争の解決のためにはまず争点の整理が必要（例えば、占有境界についての両当事者それぞれの主張する線について調停する上においても本来の地番境がどこにあったかを特定することが必要）であり、当事者のみの論争や既存の資料のほか現地における隣接地所有者や公共用地管理者の立会い確認を求めることが不可欠である。

その場合、民間の ADR 機関からの立会い要請や事情聴取、資料提出のお願いをしたとしても、相手方の善意に期待するほかなく、紛争解決の大きな阻害要因となると考えられる。

従って、ADR による解決の実効性を確保する視点からも、ADR による審理のための裁判所による証拠調べ等の制度を創設していただくことについてはこれを強く要請するところである。

6 トレーニングの継続と高度化のために

専門資格者として専門分野における知見については日常業務を通して十分であり、境界鑑定についても特別研修を永年実施してきたところであるが、紛争解決に必要な法律的要素、調停能力等について各会とも精力的・計画的に研修を行っているが、その費用については試行会の予算と受講者の自己負担である。研修に必要な経費の援助と一般的事項についてのトレーニングセンターのような施設の設置を希望する。

五 その他の論点についての意見

1 専門家の活用について（論点 29～論点 34 関係）

土地家屋調査士会が試行する ADR においては土地家屋調査士の専門性と弁護士の専門性を融合させることにより紛争解決の実効性をより高めることを目指し、弁護士会との協力体制を構築し、弁護士の参画を得て円滑に運営しているところである。

しかし、下記の理由により、一定の枠組みの下で、弁護士以外の者が ADR の主宰者となること、構成員となること、その専門分野においては代理人となること、相談業務を行うことができることが、それぞれ可能であることを明確にしていきたいと要望する。

すなわち、法治国家においては社会秩序の維持は重要なことであり、弁護士法第 72 条が置かれた趣旨を尊重し、紛争解決を求める国民が結果として法的な二次被害を被ることのないよう、第一義的には法的な専門教育を受け、紛争解決手法に関する十分な訓練を経た弁護士が対応することが望ましいことは言うまでもない。

しかし、すべての紛争解決の場に弁護士の関与を求めることはむしろ弁護士に過度な負担を強いることになり、結果として機能的な協働体制の構築が困難になり、市民の利便性の確保といった面からも阻害要因となると思える。

先に述べたように、土地家屋調査士会の主宰する ADR 機関『境界問題相談センター』においては、弁護士との協働を否定するものではなく、むしろ積極的に協力を要請し、それぞれの専門性を相互補完することによる国民への利便性の確保と迅速な解決を図っている。

しかし、弁護士の数の多い大規模会の地域に ADR をおく場合はともかく、弁護士の会員数の少ない地域で ADR を設置したいと考えた場合、すべての場合に弁護士の関与が必要とすると、事実上当該地域には ADR は設置することができないこととなり、結果として国民の利便性が損なわれることになる。

そこで、一定の適格性を有すると認められる ADR 機関では、弁護士の関与を「義務付けること」から解放することにより、弁護士にとっても弁護士職能の関与を必要としている他の分野にエネルギーを集中させることができるなどにより、業務の過度な負担を軽減することに繋げることができると思う。但し、そのことは、直ちに弁護士の関与を否定するものではなく、解決方法の態様に応じて個々に弁護士の助言や関与を求めこ

とがあり得ることはいうまでもない。

(但し一定の条件をクリアした ADR 機関(一定の適格性を有すると認められた機関)であることを前提とすることが必要であると考え。)

従って、

主宰業務～専門分野の隣接法律専門職の団体が組織運営する ADR 等、一定の適格性を有する ADR 機関である場合、個別法令上に規定を設けて ADR 主宰業務を認めることについては賛成

但し、そのことは直ちに弁護士との関与を否定するものではなく、専門分野ごとの個々の紛争や解決方法の態様に依りて弁護士との助言や関与を求めることはあり得ることはいうまでもない。ただ、法律上の要件として必ず弁護士との関与・助言を得るべきことを明記することまでは必要ないという趣旨で賛成する。

相談業務、代理業務～ともに、一定の範囲内の相談業務を隣接法律専門職種等、資格法により専門分野についての専門的知識を備えていること、品位の保持、公正な業務の取り扱い等が義務付けられ、研修等についてもその担保措置が講じられている者が当該専門分野に関する内容を内容とする相談業務・代理業務について、個別法令上に規定を設けてこれを行うことができることを、より国民の利便性に適うこととなると考える。

2 国の責務・地方公共団体の責務(論点6, 論点7)

司法型、行政型と民間型の連携のあり方について検討すべきである。特に特定分野におけるよく似た類型の紛争解決を目的とする ADR が民間もしくは職能団体の主宰する ADR とある種の裁定を伴う行政型 ADR が並存する場合、例えば行政型が優位であるかのような認識を国民一般に与えること、及び、それによる弊害も考慮されなければならない。各行政庁等の設置目的等をも十分に考慮しながら、効果的な、且つ、それぞれが対象や目的を明確にし、他の ADR 機関との効果的な連携が図れるようなものとする必要があると考える。

A D R の健全な発展に欠かせない事柄に運営経費の問題がある。国が強力に推進していく新たな司法制度に、何らの公費負担または補助もなしに A D R の健全な発展を望むのは如何なものかと考える。また国民にとっても、A D R を利活用する場合に、ある程度の費用負担はやむなしといえどもできるだけ費用がかからないことを願っている。

実際、土地家屋調査士会が試行している「境界問題相談センター」では、市民に良いシステムであろうと努力すればするほど負担がかさんでいる状態である。

また、個別専門分野の問題として、例えば、私たちが扱うところの境界紛争において

は、測量鑑定が必要な場合が多い。租税を徴収する目的で国が創設した筆界は公法上の境界（線）と言われ、今でも課税の根拠である面積算出の基本である。土地境界に関する紛争とその解決は、国民の権利の帰属と直結し国家の行財政施策の基盤部分を確認なものにする機能もあるといえる。

民事紛争とはいえ、このような紛争を未然に防止する、あるいは紛争を解決することが公益性においてより高いと考えられる分野に何らかの公費補助があって然るべきと考える。

ADR の分野によっては、当事者の申立ての争点を整理するために一定の調査や鑑定を必要としたり、行政機関からの事情聴取等が必要な場合も考えられる。（土地家屋調査士会が試行する『土地境界に関する ADR～境界問題相談センター』に於いては、争点整理のために道路などの公共用地と接している土地が対象地である場合に民有地と民有地あるいは民有地と公共用地との境界を現地において確認したり関係資料の開示を要請したりする必要ある場合が多々ある。）そういった場合に国の機関および地方公共団体等の公的機関が積極的に協力するような制度の理解・対応の統一とともに、予算面の措置を要望したい。

3 調整型手続きの過程で得られた情報の利用について（論点 16 関係）

調整型 ADR において明らかになった情報を裁断型手続きへ移行する場合には原則としては情報の利用制限する必要があると考える。但し、両当事者が応諾した場合や、調停の過程で争点整理の必要等のために専門家に委託して得た事実等に関する調査や鑑定の結果については、後続の裁断型による解決の迅速性及び費用負担の軽減を図るという見地からできるだけ活用されることが望ましいと考える。

4 特例的事項に関し

資格者に関する個別法令で規定する場合のほかは、ADR 機関に一定の認可を与えることにより、より信頼され、利用される機関となると考える。

「事後チェック、自己責任」の名の下になんらの規制なしに ADR が粗製濫造されることにより却って国民が二次被害ともいふべき不利益を被ることも考えられる。

ADR が国民に信頼され利用されるためには、利用したい ADR が社会的にどのような評価を受けているのか、利用した場合にどのようなメリットがあり、デメリットが想定されるのか（特に裁判と比べて）について事前に確認できることは必要である。

事前確認機関は公益的な機関である必要はあるが、国が直接判断するのではなく、独立した認定機関に確認にかかる審査等を委ねるべきではないかと考える。

また、有効期間等についても明示し、一定の期間ごとに再チェックを受けるようなシステムも必要と考える。

5 個別の資格法等、関連法令への位置づけ

例えば、土地家屋調査士会が設置する ADR 機関の場合、現在は試行と位置づけて各単位会の特別付設機関として設置し、会の組織の一部としてのコントロールと費用負担の下に運営されている。

また、弁護士法第 72 条の関係もあって 土地家屋調査士運営委員、同調停員、同相談員は交通費等の実費のほかは一切の報酬を得ず、無償のボランティア活動としている。また、その財源となる運営費等についても各単位会が会員から納付された会費の内から支弁している状況、つまり全会員の拠出金で賄っている状態にある。

しかし、個々の担い手の善意と単位会（つまり構成員である土地家屋調査士全員の）の拠出金のみには自ずから限界があるものとする。

一方、各資格法では、会の設立目的、事業の内容、予算の用途等について明確に規定されており、資格法上、個別に明記されていない事業・業務については資格者個人として、または資格者団体として行うことに疑義が生じるおそれもある。

今後 ADR の充実のために専門家、とりわけ制度基盤がしっかりしており、組織として、また、資格者として専門分野の能力担保、業務取り扱いの指針として公正さや透明性が確保されている国家資格者及びその団体を活用することは不可欠であると考えるとき、（弁護士法第 72 条との関係をさておいても）各資格法が持つ制約の面からこれらの資格者団体が ADR 機関を設置することができること、資格者は ADR を主宰すること、代理人となること、相談手続きを行うことができることについて、明確にする必要があると考える。

そこで、各資格法において、

各資格者の団体（連合会または単位会）が会則等により、会内に設置することができる組織として、または会が設置する特別な機関として ADR 機関を置くことができること、

会員である資格者は報酬を得て主宰業務、代理業務及び相談業務を行うことができることを ADR 基本法制及び個別の資格法に明記されること、
が必要である。

以 上

司法制度改革推進本部
事務局長 山崎 潮 殿

日本土地家屋調査士会連合会
会長 西本 孔 昭

総合的なADRの制度基盤の整備についての意見

本年7月29日付けをもって意見募集のありました、『総合的なADRの制度基盤の整備について』の意見につき、次のとおり申し述べます。

第一 検討の対象とするADRの範囲

1. ADRに関する基本的な法制における「ADR」の範囲・・・・・・・・・・【論点1】

【意見】

【論点1に関し】

ADR一般論としてその外延を論点に掲げられた3つの要素を満たすものと定義することについて賛成する。なお、ADRの分類について、司法型、民間型、行政型に分けられているが民間型の中でも一般的な民間型と職能団体が主宰する『職能型（専門分野の紛争解決に特化した）』ともいうべきものに分類する必要があると考える。

2. ADRに関する基本的な法制における相談手続の位置づけ・・・・・・・・・・【論点2】

【意見】

【論点2に関し】

特に、司法制度以外の紛争解決機関に持ち込まれる事例の多くは、当事者本人においてさえ紛争性の有無が不明の場合も多く、第1次相談とも言うべき窓口相談によって主宰者による疑問点の整理や思い違い、誤解の可能性等が指摘され、疑問を解消することにより本格的な紛争に至ることなく解決となることも多い。また、例えば、境界紛争を例に取れば、悪意の者からの嫌がらせ（土地境界を越えての建築等）があった場合には、相談に応じて法的手段のアドバイス若しくは代理人の紹介等ができるようにすべきである。紛争の未然防止機能を果たし得ることもADRの重要な役割であると考えられる。

したがって、ADRに関する基本的な法整備に当たっては、論点1が指摘する要素のう

ち、一方当事者からの申し立てのみの場合であっても必要に応じて、あるいは個別の実情に照らして適用対象とする事を盛り込むべきであるとする。

第二 基本的事項

1, ADRに関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点3～5】

【意見】

【論点3に関し】

賛成

特に、 の訴訟制度のみでは満たし得ない多様かつ広範な人々の紛争解決のニーズに対応するための機関としての役割が重要である。

【論点4に関し】

賛成

ADRの健全な発展のためにも、相対交渉・訴訟制度と比較して国民がADRを認識できるような広報と信頼性が確保される制度にするべきである。

【論点5に関し】

相談手続きと紛争解決手続きはワンセットであるべきではないか。(前記論点2の意見参照)

なお、論点 ～ に関しては以下のような意見がある。

すなわち、 今般の司法制度改革におけるADRのうたい文句が、「裁判と並ぶ魅力的な選択肢」ということであるが、あくまでも裁判を基本において、それを補充する為にあるシステムではないかと考えられる。

裁判には執行力もあれば強制力もあり時効もある。そして、何といたっても権威がある。

その意味からすれば、これからスタートするADRに『裁判と並ぶ』という表現は正しくないとも言える。(もっとも執行力の付与、時効中断効の付与等の手当てによって変わるかも知れないが。)

また、日本人の特性として、昔から行政に依存し、官が管理し、民が管理される体質に慣れ親しんできた歴史もそれを容易には対応しない。むしろ、ストレートに『裁判を補充するもの、あるいは裁判の前置機関または部分的処理移行機関(裁判との連携)』として位置付けした方が良いのではないかと考えられなくもない。という意見である。

2, 国の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点6】

【意見】

【論点6 に関し】

論点6における各項目の意見は以下のとおりである。

賛成

国が関与すべき大きな部分として、ADR 機関の連携とワンポイントアクセスの実現
信頼性向上のための、隣接法律専門職の活用

司法型、行政型と民間型の連携のあり方について検討すべきである。特に、特定分野におけるよく似た類型の紛争解決を目的とする ADR が民間若しくは職能団体の主宰する ADR とある種の裁定を伴う行政型 ADR では、例えば、行政型が優位であるかのような認識を国民一般に与えること、及び、それによる弊害も考慮されなければならない。各行政庁等の設置目的等をも十分に考慮しながら、効果的な、且つ、それぞれが対象や目的を明確にすることも必要かと考える。

相談手続きの簡便化（電話・インターネットの活用）

なお、少なくとも ADR が十分に機能していく為には、ADR 機関や ADR の担い手が遵守すべき規律や規則を明確にした上で、公的機関による何らかの認定（認証）と、公的機関への登録は必要であろう。

また、何よりも ADR の健全な発展に欠かせないのは、特に、民間型 ADR においては運営経費の問題である。国が強力に推進していく新たな司法制度に、何らの国庫補助もなしに ADR の健全な発展を望むのは如何なものかと考える。また、国民にとっても、ADR を利活用する場合に、ある程度の費用負担はやむなしといえどもできるだけ費用がかからないことを願っている。

実際、土地家屋調査士会が試行している「境界問題相談センター」では、市民に良いシステムであろうと便宜を計れば計るほど負担がかさんでいる状態である。

また、個別専門分野の問題として、例えば、私たちが扱うところの境界紛争においては、測量鑑定が必要な場合が多い。租税を徴収する目的で国が創設した筆界は公法上の境界（線）と言われ、今でも租税の根本である。土地境界に関する紛争とその解決は、国民の権利の帰属と直結し国家の行財政施策の基盤部分を決かなものにする機能もあるといえる。

民事紛争とはいえ、紛争を未然に防止する、あるいは紛争を解決することが公益性において高いと考えられる分野に何らか国の補助があってしかるべきと考える。

さらに、国と地方自治体との連携において、国民の側からいつでも各種 ADR 機関にアクセスできる状態（総合窓口案内等）と、定期的な紹介（テレビジョンを使っての広報と各自治体の広報誌による広報等）は不可欠であろう。ADR を裁判制度と並んで魅力ある選択肢とするならば、ADR による紛争解決制度の効用を広く国民に知ってもらうことであり、特に、学校教育の中で子供たちに理解をしておいてもらうことは今後の ADR の存続・発展には必要と考えられる。

3 , 地方公共団体の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点7】

【意見】

【論点7に関し】

地方公共団体においては、まだまだ司法制度改革の取組みを理解されていない現状にあるようで、今後制度広報を含め国との連携をもって認識してもらいたい。

一方、ADRの分野によっては、当事者の申し立ての争点を整理するために一定の調査や鑑定を必要としたり、行政機関からの事情聴取等が必要な場合も考えられる。(土地家屋調査士会が試行する『土地境界に関するADR～境界問題相談センター』においては、争点整理のために道路などの公共用地と接している土地が対象地である場合に民有地と民有地あるいは民有地と公共用地との境界を現地において確認したり関係資料の開示を要請したりする必要ある場合が多々ある。

そういった場合、紛争当事者あるいは関係者として地方公共団体に参加してほしい場合に「予算がないから応諾できない。」「申し立てられ、さらにお金を出してまで参加するなんて現場サイドでは判断できない。」などというお応えであり、応諾していただけないケースもあった。そこで、やはり地方公共団体においても制度の理解・対応の統一とともに予算面の措置を是非ともお願いしたい。

また、地方自治体等がADRの主宰者になる場合、例えば、消費者生活センターをその基盤として活用されることも検討の中に加えてはどうか。

4 , ADRに係るサービスの提供者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点8】

【意見】

【論点8に関し】

賛成

ADRにかかるサービスの提供者等の役割を整理していくことは当然必要であると考ええる。特に、先にも述べたように、例えば、専門分野に特化したADRが行政型、民間型の双方にある場合には、行政型ADRと民間型、わけても職能型のADRとのそれぞれの役割分担と効果的な連携については相互に補完しながらより国民のニーズに応えることのできるADRとしてその機能が発揮できるようにしなければならないと考える。

5 , 国民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点9】

【意見】

【論点9に関し】

賛成

事前規制型から事後チェック型社会へ移行するためにも当事者間の合意に基づく自主的な紛争解決の重要性についての国民一般への啓発は必要である。

ADRは相対交渉が原則であるといえども、申立人は勝ちを求めて第三者の調停又は

裁定を仰ごうと来所、申立てをされるのが通例ともいえる。

そこで、まず、国民がこの制度をよく理解した上で、積極的に利用し、参加される必要があり、この制度を使うことによって簡易で公正且つ迅速に処理されるという受益に鑑みた場合、国民はある程度の費用負担は甘受しなければならない。(それは私的自治を基本とするADRにおいて、受益者負担が原則と思われるから。)

しかし、現実には、例えば、土地家屋調査士会が運営するADRにおける実情として、相談部門を設置・充実させて調停前での解決方法をも用意しているが、無料の窓口相談の段階から、いざ調停を進める段になると、諸手数料が必要となるとの説明に、相談者が躊躇し調停の申立てを取り止め、解決の先送りをしてしまうケースも少なからず見受けられる。

第三 一般的事項

1 , 公正な手続運営の確保義務 (努力義務)【論点 10】

【意見】

【論点 10 に関し】

賛成

条理に適い当事者の自主的な解決を図ることが目的である ADR においては、裁判制度の代替として、あるいは裁判制度を補完する機能を求めるものであるから、当然に主宰者には一定のルールにのっとり公正な運営が求められることは当然である。かかる視点から、公正な手続き確保のための全てのADR主宰者が遵守すべき基本的な事項については、法令上、義務を定めるべきである。但し、制度創設の趣旨からみて、主宰者による自主的な取り組みを抑制するものでないようにつくり込みが必要と考える。

2 , ADR 機関に関する一般情報の提供義務 (努力義務)【論点 11】

【意見】

【論点 11 に関し】

例示のような情報は公開すべきである。

調停前段での相談手続を含め、公正・透明な条件(基準)をクリアしたADR機関の公的機関への登録と定期的な情報の開示は必要と思われる。公開情報についての基準は国において定められるものと思われるが、国(公的機関)への報告義務は求めないものとし、個々のADR機関において開示方法を行うこととしたい。

3 , 質の高いADRの担い手の確保に関する義務 (努力義務)【論点 1 2】

【意見】

【論点 12 に関し】

賛成

ADR 機関相互の連携は必要である。また、担い手の能力 (専門分野の専門知識とともに紛争解決能力) の確保のための努力は当然必要である。

特定の分野に特化した職能 (団体) 型あるいは行政型の ADR においても主宰者の義務として専門分野における知見だけでなく、紛争解決に関する能力の習得を課すべきである。

相談機関・相談員にも を課すべきである。

運営及び実務上の研修についても個々の ADR 機関においてなすものとするが、これに加えて、公的機関による定期的な研修企画は必要と思われる。

4 , サービス提供に関する重要事項の説明義務【論点 1 3】

【意見】

【論点 13 に関し】

賛成

ともサービスの提供に関する重要事項は説明が必要と考える。

5 , 主宰者の有する一定の事実の開示義務【論点 1 4】

【意見】

【論点 14 に関し】

賛成

利用者が安心して利用できるシステムであるためにも、一定の範囲の事実を開示すべきである。

同様開示すべきである。

6 , 秘密の保持義務【論点 1 5】

【意見】

【論点 15 に関し】

賛成。

とも原則として、守秘義務を課すべきであるが、刑罰法規までは求める必要がないと考える。

但し、当事者間の秘密とすべきものを除くほか、特定の事項またはその全部について、秘密を保持しなくとも良い合意がある場合または正当な理由がある場合にはその内容や結果について第三者に開示または公表（特に統計資料等として）することが許されることとするべきである。

第四 調停手続法的事項

1, 調整型手続から裁断型手続への移行に関する手続ルール・・・・・・・・・・【論点16～17】

【意見】

【論点16に関し】

調整型 ADR において明らかになった情報を裁断型手続へ移行する場合には原則としては情報の利用制限する必要があると考える。但し、両当事者が応諾した場合や、調停の過程で争点整理の必要等のために専門家に委託して得た事実等に関する調査や鑑定の結果については、後続の裁断型による解決の迅速性及び費用負担の軽減を図るという見地からもできるだけ活用されることが望ましいと考える。

【論点17に関し】

調整型 ADR の主宰者が、裁断型主宰者に選任されないルールを設けるかどうかについて、同一の ADR の中における調停部門と仲裁部門の関係である場合と、異なった ADR 機関である場合とは区別して考える必要がある。同一の機関である場合には、両当事者の了解がある場合は主宰者に選任して差し支えないとするべきである。

2, 調整型手続に関する一般手続ルール・・・・・・・・・・【論点18】

【意見】

【論点18に関し】

紛争当事者間で合意が得られなかった場合に適用されるルールを明らかにすることにより、当事者の安心が得られるものとする。

第五 調停手続法的事項

1, ADRを利用した紛争解決における時効中断効・・・・・・・・・・【論点19～20】

【意見】

【論点19に関し】

当事者及び関係者が安心して ADR 活動を行うことができるよう、時効中断効については、特例規程を設け、一定の場合には時効の中断効を認めるべきである。

【論点 20 に関し】

一定の適格性を有する ADR にかかる申し立てであって、 の要件を満たしている場合には時効の中断効が認められるとすべきである。

例えば、土地家屋調査士会が試行している境界問題に関する ADR について言えば、登記上の地番境である筆界は時効により変更するものではないとされている。しかし、所有権界、占有範囲を争う境界紛争には時効が伴う。そこで、ADR に先立って申し立て・受付の段階で、紛争内容の把握とともに時効にかかる案件なのかを確認する必要がある。

それは少なくとも現状の中では民間 ADR に時効中断効（停止効）は具備されておらず、ADR を利用したことにより、時効が成立してしまうというような結果を招かないためである。その不安を解消させるには、時効中断効の付与も当然必要となってくる。

そうでなければ、当事者は裁判と引き換えに ADR を利用する決断を迫られることになり、結果として裁判を受ける権利を放棄せざるを得ないか、若しくは ADR の利用をあきらめなければならないこととなる。

2 , ADRにおける和解に対する執行力の付与・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点 21】

【意見】

【論点 21 に関し】

土地家屋調査士の関与する境界紛争においては、ADR の解決結果として和解契約書を作成して、最終解決となるのだが、地番境を越えた所有権の及ぶ範囲についての紛争となれば、執行力、あるいは実効性の担保として、分筆登記、所有権移転登記などの登記を経ることも条件となってくる。また、現地にある構造物等の撤去など明渡しの問題も解決させねばならない。

しかし、合意結果としての和解契約書に効力はあるとしても、当事者が合意内容を履行しなかった場合に現行では執行力はなく、改めて裁判所に訴える必要が出てくる。よって、特例法による執行力の付与または裁判所との一体化した連携が求められる。

民事執行制度上の特例を設け、ADR に関する一定の適格性を有し、ADR 和解契約書に執行受諾文言があり、執行拒絶事由が存しない場合には裁判所による執行決定を得て執行力を得ることができるようには、ADR による最終解決の実効性を確保するためにも必要なことであり、かかる措置が ADR に対する国民の信頼の向上と利用への動機付けにつながるものとする。その場合の条件は とすることに賛成である。

の考え方についても賛成である。

但し、ADR 一般に考えるとき、すべての場合に執行力を付与することには弊害も多いと考えられる。したがって、特例を設けることよりも、既存の即決和解、公証、仲裁の各手続きを追加的にとることによって和解内容を債務名義化することが容易にできるような ADR との連携のありようを見直し、何らかの制度化することによってよいのではないかという意見も少なくない。

や既存の資料のほか現地における隣接地所有者や公共用地管理者の立会い確認を求めることが不可欠である。その場合、民間の ADR 機関からの立会い要請や事情聴取、資料提出の願いをしたとしても、相手方の善意に期待するほかに、紛争解決の大きな障害要因となると考えられる。従って、ADR による解決の実効性を確保する視点からも、ADR による審理のための裁判所による証拠調べ等の制度を創設していただくことについてはこれを強く要請するところである。

先に利用した ADR で問題（紛争）が解決に至らず裁判所に訴訟として提起された場合に、両当事者が応諾した場合や、調停の過程で争点整理の必要等のために専門家に委託して得た事実等に関する調査や鑑定の結果については、後続の裁判制度による解決の迅速性及び費用負担の軽減を図るという見地からできるだけ活用されることが望ましいと考える。なお、それらの資料等を採用するか否かは裁判所が判断することによいと考える。

6 , 民事法律扶助の対象化等 【論点 28】

【意見】

【論点 28 に関し】

代理人費用を扶助する制度を導入すべきである。（代理人の費用を扶助することについては、特段の意見はありません。）

なお、専門資格者団体等が運営する ADR にかかる運営費等について次のとおり付言します。

専門資格者団体等は会員の拠出する会費で会員の本来業務の適正な執行や指導連絡等を目的として会務執行をしているが、ADR 機関の設置によりその運営に相当の費用を必要とすることも考えられ、恒常的な会務執行に支障が出ることも考えられる。一定の組織・運用実態を考慮の上、例えば、運営費用や担い手育成のための研修費用の一部を公費で負担いただけるようなシステムが必要と考える。

7 , 専門家の活用 【論点 29 ~ 34】

【意見】

【論点 29 に関し】

弁護士法第 72 条との関係で、弁護士以外の者が ADR の主宰者となること、構成員となること、その専門分野においては代理人となること、それぞれ可能であることを明確にしていきたいと要望する。

法治国家においては社会秩序の維持は重要なことであり、弁護士法第 72 条が設けられた趣旨を尊重し、紛争解決を求める国民が結果として法的な二次被害を被ることのない

よう、第一義的には法的な専門教育を受け、紛争解決手法に関する十分な訓練を経た弁護士が対応することが望ましいことは言うまでもない。

しかし、すべての紛争解決の場に弁護士の関与を求めることはむしろ弁護士に過度な負担を強いることになり、結果として機能的な協働体制の構築が困難になるばかりでなく、市民の利便性の確保といった面からも問題があると思える。

一定の適格性を有すると認知された ADR 機関では、弁護士の関与を義務付けることから解放することにより、弁護士にとっても他の弁護士の関与を必要としている分野にエネルギーを集中させることができるなどにより、業務の過度な負担を軽減することにつながる可以考虑。

但し、一定の条件をクリアした（事前に認知された）ADR 機関であることを前提とすることが必要であると考ええる。

因みに土地家屋調査士会の主宰する ADR 機関『境界問題相談センター』においては、弁護士との協働を否定するものではなく、むしろ積極的に協力を要請し、それぞれの専門性を相互補完することによる国民への利便性の確保と迅速な解決を図っている。

【論点 30 に関し】

専門分野の隣接法律専門職の団体が組織運営する ADR 等、一定の適格性を有する ADR 機関である場合、 に示すように個別法令上に規定を設けて ADR 主催業務を認めることについては賛成である。

但し、そのことは直ちに弁護士の関与を否定するものではなく、専門分野ごとの個々の紛争や解決方法の態様に応じて弁護士の助言や関与を求めることはあり得ることは言うまでもない。ただ、法律上の要件として必ず弁護士の関与・助言を得るべきことを明記することまでは必要ないという趣旨で賛成する。関与の可否の判断は当該 ADR が自主的に判断することとするのが妥当と考える。

また、その場合には ADR ごとに適格性が事前に認められているような手当てが不可欠であると考ええる。

【論点 31 に関し】

ADR 一般を対象に一定の不適格者には ADR 主宰業務を認めないこととすることもさることながら、一定の適格者のみが弁護士法第 72 条の特例を適用されるということではないのか。

【論点 32 に関し】

専門分野に関する相談について、一定の範囲内の相談業務を隣接法律専門職種等、資格法により専門分野についての専門的知識を備えていること、品位の保持、公正な業務の取り扱い等が義務付けられ、研修等についてもその担保措置が講じられている者が当該専門分野に関する内容を内容とする相談業務について、個別法令上に規定を設けてこれを行うことができることについて賛成する。

【論点 33 に関し】

専門家の専門的知見を要する紛争について、一定の専門職種を対象に、当該専門職種の日常業務の実情等を考慮する等、個別的な検討を行った上で ADR 代理業務を行うことができるようにすることについては賛成する。

【論点 34 に関し】

一定の専門職種について、ADR における代理を受任することを前提に、相対交渉における和解についての代理権も認めることに賛成である。

8 , 特例的事項の適用における ADR の適格性の確認方法 【論点 35 ~ 40】

【意見】

【論点 35 に関し】

事後チェック、自己責任の名の下になんらの規制なしに ADR が粗製濫造されることにより却って国民が二次被害とも言うべき不利益を被ることも考えられる。

ADR が国民に信頼され利用されるためには、利用したい ADR が社会的にどのような評価を受けているのか、利用した場合にどのようなメリットがあり、デメリットが想定されるのか（特に裁判と比べて）について事前に確認できることは必要である。

事前確認機関は公益的な機関である必要はあるが、国が直接判断するのではなく、独立した認定機関に確認にかかる審査等を委ねるべきではないかと考える。

また、有効期間等についても明示し、一定の期間ごとに再チェックを受けるようなシステムも必要と考える。

【論点 36、37 に関し】

事項中断効を認める場合、一定の執行力を付与とする場合のいずれにおいても当該 ADR が一定の適格性を有していることについての事前確認は不可欠であると考えられる。

【論点 38 に関し】

の考え方に賛成する。

【論点 39 に関し】

特段の意見はありません。

【論点 40 に関し】

非弁護士による ADR 主宰業務・相談業務につき、弁護士法第 72 条の特例を設ける場合には、適格性を有することの確認方法として事前確認方式を採用し、確認を受けた ADR における主宰業務等を特例の適用対象とするという考え方に賛成する。

9 , 各事項の適用対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・【論点 4 1】

【意見】

【論点 41 に関し】

論点に賛成（ それぞれに示された考え方に賛成する。）

以 上